

令和5年第5回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年5月25日(木)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時53分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 権田貴大

<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和5年第5回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和5年第5回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第33号から議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第36号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第4、議案第37号、農用地利用集積等促進計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、中島広文委員と梅澤功委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第33号から議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第33号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第33号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者は、夫婦で町外のアパートに居住しておりますが、夫婦の実家のある寄居町で、自己用住宅の建築を検討したところ、申請者の義父より、申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>伊藤推進委員。</p>
<p>伊藤推進委員 議長</p>	<p>先日、現地の調査に行っていました、異議ありません。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、議案第 33 号については、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 34 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 34 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請者は現在、知人住宅を借りて暮らしていますが、自身の住居を構えたいと考え、建築を検討していたところ、生活環境が良く、住み慣れた男衾地区にある、この申請地を譲渡してもらえることになったことから、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p>
吉田委員	<p>吉田委員。</p> <p>20 日に、栗原推進委員と、現地調査及び譲受人の面談を行いました。</p> <p>申請地は小学校のグラウンドに近い場所になりまして、周囲は宅地化が進んでいるような場所でございます。</p> <p>周辺農地への影響もなく、特に問題はないものと思われまます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり、許可相当として県に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 35 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 35 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請人は、町内で畜産業を営んでおり、主に豚の繁殖・肥育・販売を行なっている法人です。</p> <p>このたび、既存の豚舎の老朽化が進んでいることや、豚熱等、感染症対策を図りたいと考えており、新たに豚舎等を建設したいと考えたところ、申請地が法人代表者の名義であることから土地確保が容易であり、また現在の事業敷地内にあることから、本申請に至りました。</p> <p>本申請地は農振農用地ですが、すでに促進協議会で審議済みであり、令和 4 年 3 月 3 日と、令和 5 年 2 月 28 日付けにて、農業用施設用地として、農用地利用計画の用途区分の変更、いわゆる「軽微変更」の手続きが済んでおります。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本申請地は農振農用地になりますが、「農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号イ」の規定により、農地を農業用施設の用に供するため、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>

議長	説明は以上です。
戸屋委員	この件について、地元の委員のご意見をお願いします。 戸屋委員。 先週の金曜日に現地を確認してまいりました。面積が多いので心配になりましたが、案内図をご覧いただくと、申請地に豚舎が掛かっている部分もありますので、申請人に話を伺いました。
議長	先程、事務局の説明がありましたが、伝染病の発生時に殺処分の埋却地を確保しなくてはならないという決まりがあり、その用地確保が必要とのことでした。
議長	申請が必要となる土地とそうでない土地を整理している状況ということで、この場所を取得したのは申請者の先代ということで、今現在、整理している状況とのことでした。
議長	現地は長靴でも履いていないと、確認できないような場所でございますが、問題ない場所だと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第 35 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 35 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 3、議案第 36 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 36 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第 36 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は、全 13 筆で、合計面積が 16,880 ㎡です。農地の内訳につきましては、議案書の右下のとおりです。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 なお、整理番号 12 と 13 の 2 筆は、次の議案第 37 号でご審議を頂く、農地中間管理事業の関係になります。
議長	説明は以上です。 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 36 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 37 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 37 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には農業委員会の意見を聴くものとされているものです。</p> <p>農地中間管理事業の農地の貸し借りを簡単に申し上げますと、まず、利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。これが、先ほど、議案第 36 号でご審議をいただいた内容です。</p> <p>次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けたその農地を、借受希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。</p> <p>今回の農地 2 筆の借受希望者は 1 名で、議案書のとおりです。</p> <p>転貸する農地の場所ですが、4 ページの審議用資料図面をご覧ください。</p> <p>なお、当農業委員会が、この計画案を承認決定した場合の、その後の流れを申し上げますと、町から埼玉県農地中間管理機構に、この計画案を送付し、その後、埼玉県農地中間管理機構内での決定を経まして、埼玉県知事が認可・公告を行い、借受希望者に転貸されることとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p>
<p>新井委員</p>	<p>新井委員。</p> <p>中間管理機構を使うメリットと申しますか、なぜ当事者同士でなく間に機構を通す必要があるのか教えて頂けないでしょうか。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局。</p> <p>新井委員の質問に回答いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>このたびの計画は 2 筆だけですが、例えば、地権者からたくさん貸し付けたいという話があった際に、機構が一旦全て借り受けるわけですが、なるべくまとまりのある土地の方が耕作者も使いやすく、効率的に耕作できるわけですので、機構が取りまとめることにより、農地の集約化が進むということや、機構が借り受けるということで、農地の貸し借りが安心してできるという点がメリットであると考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 37 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長 事務局長</p>	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から 1 点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。</p>

6月28日、水曜日の午後1時30分から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会でお願いいたします。

総会の開始時刻は、促進協議会の議案数により決定したいと存じますので、開催通知について、お知らせいたします。

繰り返し申し上げます。6月28日、水曜日、午後1時30分から促進協議会、促進協議会終了後に引き続き、総会でお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

それでは他に無いようですので、令和5年第5回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

中島 広文 委員 梅澤 功 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年5月25日

議 長

室岡重雄

委 員

梅澤 功

委 員

中島広文